

# 福山市議会ハラスメント防止に関する指針

各派代表者会議 令和7年8月7日 制定

## (目的)

第1 この指針は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号、以下「候補者男女均等法」という。)に基づき、福山市議会におけるハラスメントの防止及びハラスメントによる事案が生じた場合の対応と措置に関する必要な事項を定め、健全で市民の信託に応える議会活動を確保することを目的とする。

## (定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

ア パワーハラスメント(議会活動において職務上の優越的な関係等を背景として、業務上の必要性を著しく超えて議員の人格及び精神的な尊厳を侵害し、又は議員の議会活動を害することとなるような言動をいう。)

イ セクシャルハラスメント及びジェンダーハラスメント(議会活動において他の議員を不快にさせる性的な言動や、性差に関する固定観念に基づく言動をいう。)

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(議会活動において議員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度の利用等に関する不当な取扱いや嫌がらせをいう。)

エ モラルハラスメント(デジタルツールを含め、議会活動において議員に精神的又は身体的な苦痛を与え、議員の人格や尊厳を害する言動をいう。)

(2) 「議会活動」とは、定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び会派に関する活動並びにそれらに付随する活動をいう。

(3) 「議会男女均等検討会」とは、女性の政治分野進出のため、「候補者男女均等法」に即した取組を検討、実施する会議体をいい、リーダー、サブリーダー及びマネージャーを置く。

## (議員の責務)

第3 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を著しく傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、ハラスメントを行った事実があると疑われた際は、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにするとともに、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、職員を始め議員以外の者に対し、ハラスメントを行ってはならない。

## (議長の責務)

第4 議長は、健全な議会活動が行われるよう、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談の窓口として、あらかじめ議会男女均等検討会のリーダー、サブリーダー(2名)及びマネージャーを相談員として指名する。  
(苦情相談等の処理)

第5 議長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談が相談員からなされた場合には、事案の解決を図るため、必要に応じて申出人及び関係者から事情の聴取並びに事実の確認を行い、迅速かつ適切に対処するものとする。

2 議長は、前項の場合において、ハラスメントに起因する問題の解決を図るため必要があると認めるときは、議会運営委員会においてハラスメント事案に係る調査を付託し、協議を依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定に基づき開催する協議について、相談者若しくは申立ての対象議員の希望がある場合又は議会運営委員会が必要と判断した場合、専門的な知識及び経験を有する者を出席させ、意見を求めることができる。

(公表等)

第6 議長は、議会運営委員会の協議結果を尊重し、ハラスメントに該当する行為が確認されたときは、当該議員に対する指導又は注意、当該議員の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

(議長の職務代行)

第7 議長が第5に規定する相談又は申立ての対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは議会運営委員長が、この指針に規定する議長の職務を担うものとする。

(研修等)

第8 議長は、議会男女均等検討会での協議内容を踏まえ、議会におけるハラスメントの防止等や男女共同参画に関する情報収集を通じての議会活動の充実を目的に、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るため、適時に研修等を実施しなければならない。

(人権擁護及びプライバシーの守秘義務)

第9 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者の人権を擁護する観点から、プライバシー保護等個人情報に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10 この指針に定めるもののほか、福山市議会ハラスメント防止に関する必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この指針は、令和7年9月2日から施行する。